

避難確保計画作成方法等について

1. 避難確保計画とは

近年の集中豪雨の増加に伴い、全国各地で水害・土砂災害が頻発しており、特に社会福祉施設、医療施設、学校などの、防災上の配慮を要する方が利用する施設（以下、「要配慮者利用施設」という。）について、逃げ遅れによる被害が発生しました。

これにより、平成29年6月に「水防法」「土砂災害防止法」が改正され、浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内に位置し、市町村の地域防災計画に位置づけられた「要配慮者利用施設」の所有者または管理者に対し、水害・土砂災害に対する防災対策や訓練の実施に関する事項を定めた「**避難確保計画**」の作成等が義務付けられました。

▼避難確保計画の作成等義務化についての詳細はこちらから

宮崎市役所ホームページ → サイト内検索「避難確保計画義務化」で検索

宮崎市HP>暮らし・手続き>消防・防災>災害に備える>

「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化について」

2. 作成方法について

・市ホームページに様式を掲載しておりますので、ダウンロードをお願いします。
エクセル様式で質問に沿ってご入力いただくと作成いただけます。

▼様式はこちらからダウンロードしてください

宮崎市役所ホームページ → サイト内検索「避難確保計画作成」で検索

宮崎市HP>暮らし・手続き>消防・防災>災害に備える>

「要配慮者利用施設の避難確保計画作成方法について」

3. 提出方法について（①から③のいずれかまでのご提出をお願いします。）

①メールによる提出 03kiki@city.miyazaki.miyazaki.jp まで送付をお願いします。

②郵送による提出 以下の宛先に郵送をお願いします。

〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号 宮崎市危機管理課 宛て

③直接持参 宮崎市役所本庁舎4階 危機管理課までご提出をお願いします。

※避難確保計画の作成にあたって、作成方法がわからない場合等は、**聞き取りをさせていた**
だきながら、作成補助をさせていただきますので、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ

宮崎市危機管理課

防災対策係 中野

電話 0985-21-1730

Email 03kiki@city.miyazaki.miyazaki.jp